

- ⑤ 生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ⑥ 生徒の状況に合わせた継続的なケアを行う。

【いじめた生徒・保護者に対して】

- ① 複数の教職員が連携して、いじめをやめさせる措置をとる。
 - ② 必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て、再発防止に努める。
 - ③ 迅速に保護者に連絡し、事実に関する理解を得た上で、対応を適切に行えるよう協力を求める。また、保護者に対する継続的な助言に努める。
 - ④ 当該生徒の指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命・身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。
 - ⑤ 個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意して対応する。
 - ⑥ いじめをみていた生徒にも自分の問題として捉えさせ、いじめをやめさせることができなくても誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- (3) いじめの事実確認の結果は、校長が責任を持って町教育委員会に報告する。
また、いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合は、警察と連携して対処する

5 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 校内における組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」(毎週開催される朝の打ち合わせを共通理解の場とする)を設置する。

【構成員】

校長、教頭、生徒指導主事、担任、副担任、養護教諭、主査

※いじめ事案の状況により、町教育委員会と話し合いの上、警察(会津若松警察署美里分庁舎)や警察経験者(スクールサポーター)、児童相談所、スクールカウンセラー等と連携を図る。

【活動】

- ① いじめの防止に関すること
- ② いじめの早期発見に関すること【アンケート調査、教育相談等】
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること

【開催】

週1回開催される朝の打ち合わせの中に設置・定例会とし、いじめ事案発生時は